

子どもの権利条約



イラスト／土田義晴

〔目次〕

少年法改正の動向と問題点	1～2
少年法改正を考える	2～3
「2000年子ども国会」8月に開催	4
高校生がつくるラジオ番組	4～5
検証「子どもの権利条約」	
子どもの人権条例にむけて	5
第2期学習講座「子どもの権利条約の10年とこれから」	6～7
子どもの権利条約フォーラム	
2000 IN群馬	8
CRCネット総会とイベント	8

緊迫!

少年法

「改正」問題

少年法「改正」法案は昨年三月国会に上程され、継続審議になっていったが、成立にむけて非常に緊迫した状況になっている。反対の署名活動が活発になされたことに見られるように、この法案の問題はあまりにも大きい。

少年法「改正」の動向と問題点

石井小夜子（弁護士）

「改正」法案は、「事実認定手続の一層の適正化を図るために必要」という名目で、①裁定合議制（これまで単独裁判官が担当していたが、一定の事件は三人の裁判官が担当する）②検察官を少年審判に関与させ、抗告権（不服申立権）も付与する③観護措置期間（少年鑑別所への収容期間）を最大現行の三倍である十二週間にする④検察官が関与した場合は弁護士である付添人等を通知する制度が、新設される⑤保護処分終了後の「再審」⑥被害者等に少年審判の結果等を通知する制度が、新設される。自民党は刑事処分可能年齢の引下げ（現行十六歳以上を十四歳以上に）案も出していたが、これは法案として現段階では出されていない。法案は、付添人や再審規定など少年に有利なものもあるが、いずれも検察官関与が前提とされ、検察官関与が法案の問題性を象徴している。

「改正」法案の問題点

1 少年法の理念が崩壊する

戦前の少年法は、検察官が、少年審判に付すか否か振り分けていた（検察官の先議権）。しかし、現行少年法は、検察官にはその振り分けの権限すらな

いし、少年審判に関与もできない。故にか、法務省は、現行少年法が成立した直後から、何とか検察官関与を持ち出してきた。しかし、当初は最高裁が先頭に立って反対、その後前回の「改正」論議（一九七五年頃）時に最高裁が賛成に回ったが、日弁連と市民が一緒になった反対運動が盛り上がり、結局この「改正」は法案にならなかった。検察官関与は法務省の長年の悲願である。

今回は、「非行（犯罪）事実認定」の場面のみに検察官関与をとという案である。処遇場面まで関与させる前回の案と違うのだ、と弁明している。しかし、非行事実を争ってなくても死亡事件には検察官を関与させ、処分に影響

（次頁へ続く）

を与える事実誤認にも検察官に抗告権を与えるのが今回の法案である。これは、非行事実と処分との均等性を前提にした論であり、ここには、もはや、先に述べた個別処遇の思想はない。検察官が事実認定の場面にでるということは、外形的事実に対応した処分をする方向をもたらしことを意味している。今はまだ、ケースワークで個別の少年に働きかけ、環境の調整をし、その上で処分を決めるのであるが（最近では、外形的事実で処分を決める傾向にあるが、それでもまだ、少年法の理念は生

「改正」法案の問題点

2 冤罪が増える！

もともと、今回の法案は、「単独の裁判官が検察官と弁護人の二役をできないので、正しく事実認定ができない」ということを理由に持ち出していた。現行は裁判官が少年と向き合っており、から事実を発見する方法をとっている。法の構造は、検察官から「有罪」の全証拠を出させて審理を始めるのだから、それは単に捜査機関が作成したものにすぎないとして、少年とともに真実を洗いなおすことを期待している。最高裁が前回の少年法「改正」に賛成に回った後、家裁全体で司法機能の名による社会防衛観点が強まっている。少なくとも裁判官は、少年を疑ってかかり、向き合うどころか、必罰主義傾向である。必罰主義なら当然「検

きている」、外形的事実が処分を決める最大要素になれば、このケースワークは意味がなくなってしまう。ケースワークで少年が変わっていく中で（変わり方が不十分な場合は少年院など保護処分執行段階で継続していくのであるが）、少年が内省を強めたり、立ち直りへの意欲を育む。これがなくなれば、一条の目的条項はそのままでも、少年法は、ただの「子ども版刑法・刑事訴訟法」でしかなくなる。先に書いた少年法発足当時の思想とはまったく違う法律になる。

察官役」を欲する。こういう状態時にあるときの検察官関与である。

まして、今回の法案は、現行の、事前に全「有罪」証拠を裁判官が見る構造を維持（刑事裁判は起訴状一本主義でかつ伝聞法則がある）しながら、検察官を関与させる案である。

過日、草加事件の最高裁判決があった。草加事件では、当初からあった無実を示す証拠を隠し、その存在が明らかになったら今度は証拠工作をしてきたのが、捜査機関である。法案はこのような捜査を規制する何ものでもなく、その捜査の継続として検察官に審判を登場させるものである。草加事件のこの経緯は、冤罪を増やす法案の危険性を裏付けている。

その上、一度「無罪」になっても、検察官に抗告され、どのくらい審理が継続されるかわからないとなると、どれだけの少年が真実のために争えるだろうか。

必要な改革は

家裁の事実認定を困難にさせているのは、草加事件に見られるように、違法な捜査をしたり虚偽の告白をとってしまう捜査機関に起因する。そして、告白を偏重する裁判官の姿勢にある。まず、改革すべきはその規制である。捜査の初期から弁護人を付す制度を早急に作り出すこと、緊急必要なのはこれである。

そして、家裁が官僚化して、本来の少年法の理念に基づく役割をしなくなっている今、少年の側の援助者である付添人

だろうか。そもそも、真実を語りだしたら十二週間も身体を拘束される、となれば、どれだけの少年が真実を語りだせるだろうか。

少年法「改正」を考える①

冤罪をくりかえすのか？

鈴木みどり（主婦）

法の理念は正義である

子どもは、明白な意図をもって犯罪をおかすのでしょうか。私見ですが、子どもは「へまがいがい」をすることはあっても、犯罪はおかさないと考えます。年に約百万人が、道路交通法違反で

制度（現行は一・五％しかついていない）を拡充し、その働きかけで本来の運用をさせることである。「手続は、少年にとって最良の利益に導かれ、少年がそこに加わり、自らを自由に表現しようとする相互理解の雰囲気で行われるべきである」（少年司法運営に関する国連最低基準規則14・2）ためにも、付添人が必要である。日本の少年の多くは追及されればされるほど黙ってしまう。追及役になる検察官関与は、この国連の最低基準規則にも真っ向から矛盾する。

日本では検挙されるそうです。厳罰化で、交通違反はなくなりますが、誰もが道路事情や、わかりにくい標識などの原因をまず解決すべきと考ええるはず。少年法「改正」法案が提出されています。「少年犯罪」について、そのわ

かりにくさを解明しようともせず、検
察官を少年審判廷へ出席させる「改正」
法案はまちがっています。

法の理念は、正義ではありませんか。
正義を行おうとする時、わたくした
ちおとなの都合で、とりあえず厳罰化
でのぞむというやり方は、錯誤でしか
ないでしょう。

何に論議をつくすべきか

警察の不祥事が毎日報道されています。
す。これらが氷山の一角と思うのは、
わたくしだけではないはずです。「警察
刷新会議」ができて、何かが置き去
りにされていると感じずにはおれませ
ん。警察を変えるのに、これだけ多忙
な各界の重鎮を集めることが必要な
ですね。では、少年法の「改正」案は、
よりひろく、学者・文化人・教育者
等々、「自分とは何か」を考えること
のできる方々をあつめ、論議をつくし
て、提出されるべきではありませんか。
自己形成の途上にある子どもたちに
正義を、善を、言うことは、わたくし
たちおとなが、自らをかえりみる契機
を与えられていることです。

少年法改悪に反対です

草加事件や綾瀬事件の冤罪をくり返
すために、少年法を改悪したいのか、
と悪口を叩きたくなります。

被疑者に、常に弁護士がついて、と
くに子どもの場合、取り調べ室の密
室性をなくし、表現の稚拙を補うのは
無論、被疑者には、法にもとづいた情

報公開や支援が絶対に必要です。また、
マスコミの安易な情報のたれ流しとも
言えるやり方が、わたくしたちの知る
権利をなおざりにする方便として、少
年法改悪を持ち出しているのではあり
ませんか。

少年法「改正」を考える②

子どもはモンスター？

鈴木芳子（きたく子ども劇場）

先日、とてもこわい目にあいました。

夜十時すぎに、事務所に荷物を置き
に帰ったときの事です。鍵をあけて入
ったとたん、まっ暗な部屋の中から
とてもこわい形相の男が二人飛び出
て来て、私達を押しつけて逃げて行き
ました。すぐ部屋に入り電氣をつけて
みると、事務所荒らしだったのです。
すぐ一〇番通報をしました。その際、
何度か人相を聞かれ、さらにつけ
た警官にも、別にパトカーの中でも、
何度も何度も「四〇代位のやせたサラ
リーマン風の男で黒いコートを着て、
その下は背広の様だった。」と答えま
した。

間もなく、「顔を見ているなら……」
とパトカーに乗せられ「あの人はどう
か？」と聞かれたのは、ゲームセンタ

社会のあり方に、なにがしかの希望
をつなぎたいと思うのなら、子どもた
ちが常に自己肯定できる環境を、おと
なが全力を尽くしてととのえることこ
そが、大切だと思います。

ーの前で二人の警官にはさまれ、道路
に向いて立っている、十八才位の青年
二人でした。白っぽいマフラーをして、
二人ともダツフルコートを着ていまし
た。一あんなに何度も、「四十代のサ
ラリーマン風」と言ったのに「どうし
て？」と思いながら、「違います。四
十代の男です。」と答えると、パトカ
ーの警官は「シロです。シロです。」
と無線連絡で繰り返していました。私
達がパトカーで着くまでの間、あの二
人は何と声をかけられ、ああして立っ
ていたのだろうか？そして何と言われ、
帰されたのだろうか？もし私がひどく動
転して「似ているかもしれない……」な
どと言ってしまったら、どんな事にな
ってしまったのだろうか。「冤罪」
という言葉が、すぐ身近に迫った、と
てもこわい思いをしました。

この事を友人に話したところ、「息

子が高校生の時、夜、帰宅途中に近く
で痴漢が出て女子高生が被害にあった
とかで、警官に呼びとめられたと憤慨
して帰ってきた事があった。」と話し
ました。彼は、女子高生が「着ている
ものが違う」と言ってくれたので助か
ったと言うのです。また、別の人は夜
自転車に乗っていて呼びとめられた
り、公園などで話しているだけなのに
通報されたとか、様々出され、高校生
位の子どもの回りには、そんな事が割
とあるものなんだと思いました。何も
悪い事をしていないのに疑われた子ど
もの気持ちを考えると、「ごめんなさ
い」としか言えません。

抗菌グッズがはやる様に、清潔思考
というか安全思考というか、社会全体
がそんな風で、危ないものの、汚いもの、
暗いもの、みんな一掃して、ついでに
悪い子どもも!?なんて!!

この年令の子ども達に今の社会は冷
たいのではないのでしょうか。それは何
故なのでしょう。

先日、若いお母さんと話をしてい
ると、「小学生くらいでも、子どもだけ
では公園に行かせられないし、家のま
わりに高校生や子どもが集まっている
と、なんとなくこわくて、通報してし
まう。」という会話になりました。い
ろいろ話すうちに、「そう言えば私も、
若い頃は親に心配かけたし、弟はバイ
クに夢中になっていた時期もあった。
今、小さい我が子もその年令になるの
ね……」と言われました。

「二〇〇〇年 子ども国会」 八月に開催

―五月に議員募集

「二〇〇〇年子ども国会」が八月一日に参議院で開かれることになった。参議院五〇周年を記念して開かれた一九九七年につづいて二回目となる「子ども国会」の内容を紹介して、前回との相違点や課題をまとめてみた。

二月十七日の参議院議院運営委員会議事会は開催を決め、実施企画の策定および運営を行うため、参議院運営委員会の理事七名（自民一名、民主、公明、共産、社民、自由各一名）で構成する「二〇〇〇年子ども国会実行委員会」を設けている。

三月二日の実行委員会で決まった実施企画によると、開催の趣旨は「二一世紀を担う子どもたちの代表が参議院に一堂に会し、関心のあるテーマについて幅広く考察しながら、委員会や本会議において意見を交わし、共同して一つの提言を作り上げる経験を通して、国会の役割や自分たちを取り巻く現実の問題を真に認識できるようにすることとを期待するとともに、子どもたちの豊かな感性からの貴重な意見と提言を、本院の今後の議院活動に反映させ

ようとするものである」として、前回と変わらず「意見表明型」よりも「社会見学型」の色彩が強い。

議員募集は「日本国内の小学五・六年生、中学生及びこの年齢に相当する子どもを対象とし、五月に募集する」議員数は「都道府県単位に五〜六名ずつ、総員二五二名を選出する」、応募要件は「各都道府県の教育委員会を申込先として、学校のクラスやクラブ、地域の子どもの会などの団体単位で応募できることとする（選ばれた団体は代表者一名を子ども議員として選出する）」とこれも前回と変わらない。

一方、前回行われなかったテーマ募集が三月三日から三二日まで実施された。「子ども国会で意見交換するテーマを全国の子どもたちをはじめ、海外日本人学校の子どもたちからも募集する」として、インターネットの参議院ホームページ <http://www.sangi.go.jp> やプレスリリースの他、朝日・毎日の小学生・中学生新聞に広告が掲載された。海外日本人学校との多元中継により意見交換を行うのも新しい内容だ。広報としては「ポスターを四月上旬には全国に配布するとともに、子ども国会のホームページを開設する」としている。

とにかく一回だけのイベントになると思われた「子ども国会」が再び開かれることは評価したい。同時に、「二〇〇〇年子ども国会」を今後の定期的開催につなげるには、少なくとも以下の課題がある。

第一は、趣旨・目的を「意見表明型」

とすることだ。選挙権・被選挙権のない子どもの意見を国政に反映することを通じて、条約の意見表明権にもとづく子どもの社会参加をすすめるこの位置付けが重要である。最近、近江八幡市・多治見市・中野区など「意見表明型」の子ども議会を開催する自治体が増えているが、いずれも学校推薦でなく公募で選出され、事前に学習や意見交換を行うなど、位置付けによって募集・選考・運営の方法も充実する。第二は、意見を尊重する仕組みづくりである。前回も、委員会・本会議を通

高校生がつくる ラジオ番組

―FM世田谷を訪ねて―

安部 芳 絵
大 井 和

高校生がつくるラジオ番組がある、そんな話を聞きつけて私達はFM世田谷（83・4メガヘルツ、世田谷区用賀）を訪ねました。番組名は「ハイスクールホータイ」。毎週土曜日午後十時からの一時間番組です。番組が始まったのは九八年のこと。地域に根ざしたFM局であることから、当初は世田谷区の広報誌で高校生を募集したのだそうです。その募

じて多くの意見が表明され、報告書にもまとめられたが、国会の議論にはほとんど反映されず「言わせっぱなし」になっている。質問に対する回答や具体的な施策への反映などに国会が責任をもって取り組むための仕組みが求められる。

最後に、前回は議員募集の周知が十分でないため応募できない子どもがいた。ぜひ多くの子どもが応募できるように市民・NPOによる広報を呼びかけたい。

（菅 源太郎）

集を見て集まった四人のメンバーは今もDJやミキサーなどとして活躍しています。現在ではDJだけでも十人ほどの高校生が参加しており、バンドや部活動、生徒会などなど様々な活動をしているゲスト三〜五人を各高校から招いて学校や恋愛の話題などトークを繰り広げています。番組では、子ども達が放送内容を決めるだけでなく、放送する際の仕事もすべてやります。それぞれ好きな仕事を自分からやっているのだと知って驚きました。

収録は日曜日にするということ、この日も聖心インターナショナルスクールの高校生三人がゲストとして参加、ゲストオススメの曲をかけながら即席英語講座などを交えて進行していきます。軽快なDJをつとめていたのは渡会ちひろさん（桐朋女子校二年）で、始まった当時から

検証 子どもの権利条約

「子どもの人権条例」にむけて

「子ども人権調査」のまとめ

執印 真智子 (東京・生活者ネットワーク
子ども人権プロジェクト座長)

「子どもの権利条約」批准後も子どもの権利への取り組みが遅れているのはどこに問題があるのか、九九年秋に意識調査と自治体調査を実施し、冊子にまとめました。

子どもとおとなの人権意識 アンケート調査

子どもとおとなの「子どもの権利観」の違いを浮き彫りにし、「子どもの人権基本条例(仮称)」の内容への反映を目的としました。子ども三一九八件、おとな四〇二〇件集計。

子どもの休息権は認知されているか

「子どもだってボオーとしている時間が必要か」の問いには、子ども九五%、おとな九七%が肯定的な意見でした。しかし四人に三人の子どもが「疲れてごろごろしているときに、ちゃんとしなさいと注意されたことがある」と答えています。受験戦争の抑圧感、塾や習い事などで忙しい子ども達の現実と、その現実を認識できていないおとなの建て前と本音のギャップが

伺える結果となりました。

子どものプライバシーは確立しているか

「先生に提出した作文を、無断で親に見せるのはおかしいと思う」と七割の子どもが考えています。また、四四八人の子どもが「先生やカウンセラーなどを信頼してうちあげたことが、親や他のおとなに伝わっていた」経験を持っています。相手が子どもだからだと無神経だったり、おとなが子どもを心配するあまりプライバシーを侵害している現状が浮き上がってきました。

子どもの自立を阻むもの

「自分の着るものを自分で洗濯するべき」と考える子どもは三三%、実際にしている子どもは一八%と大変低く、背景に「家事は親(特に母親)がするもの」という意識があるのでしょ

メンバーの一人です。なれた手つきで指示を飛ばしていたミキサーの手老善くん(攻玉社高二年)は機械の操作方法も自分で覚えたそうです。

スタジオからとびだし、街頭取材も行うことがあるとのことでしたが、もう少し社会問題を扱ったりするといかな。とはディレクターの矢島悦子さん。矢島さんは番組づくりを基本的に高校生に任せており、いわばアドバ

うか。「大学の費用は自分で出すべき」については子ども四一%、おとな三六%とわずかながら子どもの方がそう思う傾向が多い結果となり、本当は子どもは自立したがつているのかもしれない。おとなが結果的に子どもの自立の機会を奪うことがないよう、奨学金制度の整えや役割分業意識の改革を進めることが必要と感じました。

自由記述に切実な子どもの声

人権侵害に関する自由記述は四七八人の子ども達から切実な声が寄せられました。自分の権利を尊重されてこそ、はじめて他人の権利に思いが至ると思います。いじめ問題などの根っこが本当はおとな社会にあるのだという子ども達からの強烈なメッセージだと考えます。

自治体の子ども施策調査

―都内五〇自治体にヒアリング―

条例や宣言の制定は二自治体、予定検討中が三自治体。「子どもの権利条

イザーとして見守る、頼れるお姉さんというところでしょうか。

FM世田谷のメンバーがネットワークのイベントを取材に來たり、やはりアメリカで子どもがラジオ番組をつくっているCEとも何かできるというですね、と話が弾みました。子どもたちがつくるメディアにはこれから注目して行きたいと思いま

約」に関する職員や子ども関係者(保護司、学校医、青少年育成員など)への研修等の実施済、予定検討中は二一自治体。子ども課や子ども施策推進室など担当課がある、予定しているのは十二自治体など、どの調査項目をみても子ども施策の遅れが目立ちました。

今後の活動

これらの調査をもとに「子どもの人権基本条例(仮称)」への提言をまとめましたが、今後さらに大勢の皆さんのご意見をいただきながら条例案を作り上げ、東京都はじめ各自治体に条例制定の働きかけをしたいと考えています。男女平等やセクシャルハラスメントの問題がそうであるように、子どもの権利に関しても法や条例を整えることが問題解決を早め、人々の意識を変えていくと考えるからです。

調査は冊子にまとめています。お問い合わせは東京・生活者ネットワーク(Tel03-3200-9189、FAX03-3200-9274)へ。一冊一〇〇円。

第二期 学習講座

子どもの権利条約の10年とこれから

第二期子どもの権利条約学習講座が入門編と銘打って二月八日(火)から三月一四日(火)までの五回にわたって国立オリンピック記念青少年総合センターを会場に行われました。

第二回「子ども参加型のまちづくり」

講師 今 恵里さん
(中野区女性青少年課長)

中野区における子ども参加事業の位置付けは一九九九年月策定の子育て・子育て支援推進計画である「なかの子どもプラン」で定められています。これは「子どもの最善の利益」を理念とし、「子どもの権利尊重。意見表明と参加の促進」を基本的な方向としています。

子ども議会が実施された背景としては、児童館・地域センターが中心になって行ってきた「地域子どもフォーラム」が挙げられます。フォーラムではゲームなどを交え、子ども同士の話し合いの場をつくり、年に一度地域ごとに発表をして全体で交流していまし

た。発表会の参加者は九八年で四六九人にも及び大きな会となりましたが、「各地域の取り組みがバラバラである」、「発表と言っても感想レベルのコメントで終わってしまう」などの反省点から、女性青少年課の事業として、二〇〇一年一月二三日の子ども議会へと発展したということです。

第二回「学校運営と父母・住民・子ども参加・学校評議員制度導入を前に」

講師 喜多明人さん

二〇〇〇年度より学校・家庭・地域が手を携えてよりよい教育の実現を目指すために「学校評議員制度」が導入されますが、喜多さんは一番の壁は子ども参加なのではないか、と指摘します。そして、なぜ今子ども参加が必要

他の自治体で行われる子ども議会との違いについては①子ども議員の募集は公募に徹したこと、②「楽しい学校にしよう委員会」などの委員会を設置したことが挙げられました。議会に至るまでの子どもたちが学習会を行ったことや大学生のサポーターの存在など興味深いところでした。これからの課題としては、子どもの声を区として受け止めざるを得ない体制づくりなど考えられます。

なかを、①子どものエンパワーメントのため、②地域のエンパワーメントのため、③学校の再生「サバイバル」のため、④デモクラティックな解決法として、という四つの視点から分析し、川崎市の子どもの権利条例制定の話を交えながら具体的に説明してくださいました。

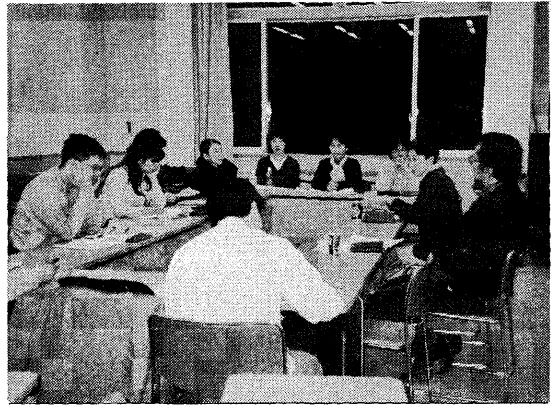
実際の子どもの参加をサポートするにあたっては、①おとなのイニシアチブでの支援である「子ども参加の準備期」、②子どものイニシアチブとおとなのバックアップからなる「子ども参加実践期」、③子どもとおとなのパートナーシップからの共同決定・共同責任の過程である「子どもとおとなの共

第三回「虐待を通して考える家族と子ども」

講師 辻野恵子さん

同参画期」の三段階にわけてそれぞれの課題を提示しました。子どもの世代代表制や、参加情報へのアクセスも重要な要素です。

虐待防止センターは、「子どもを守るために何ができるのか」という問いかけから一〇年前につくられました。直接子どもに働きかけるのではなく、親を援助することで子どもを守る組織です。これは親のSOSの背後には必ずその親の犠牲になっている子どもの姿があるからです。活動が始まった初日はお母さんからの悲鳴で電話が鳴り止まなかった、と辻野さんは言います。電話相談での経験を通していえることは、「しつけ」として体罰などを肯定することで暴力を容認してきた文化があるということ、さらにはすべてのケースがそうでなくとも、虐待する親自身



第四回「世界ですすむ 子ども参加」

講師 平野裕二さん
(ARC代表)

第四回目はジュネーブの国連子どもの権利委員会を毎回傍聴しつづけている平野さんからの報告です。まずは、子どもの認識が保護の客体からの権利行使の主体へ変わって行ったことを踏まえ、子どもの権利条約をはじめ、少年非行防止のための国連指針（リャド・ガイドライン）、国連環境開発会議

が過去に虐待された経験を持つことが多いという「虐待の世代間連鎖」の問題が深刻であることなのだそうです。

虐待を①身体的、②性的、③ネグレクト、に分類した上で、最近では、メディアを騒がせている事件のように「やさしい」虐待、つまり「子どものためを思つて」親の希望を押しつける種類のものが増えているのではないかと辻野さんは指摘しています。参加者からは世代間連鎖を断ち切る方法など活発な質疑がでて、この問題に対する関心の高さが伺えました。オンブズパーソンやチャイルドラインなどの整備が進むなか、虐待をしている親のケアはまだまだ不十分なのが現状です。

におけるアジェンダ21など国際文書から子どもの参加がどのような変遷をたどったのかを報告しました。そのなかで平野さんは参加権の意味を①権利としての参加、②社会のパートナーとしての子ども参加、③子どもの成長・発達の視点の三つに分け、各条文と対応させながらわかりやすく説明をしてくださいました。

後半は世界での事例として、フランスやドイツの学校評議会、カナダのピア・カウンセリング、南アフリカの子ども投票などについて報告がありました。また、行動主体としての子どもという観点からは、児童労働の問題に主体的に関わっている子ども労働組合「ピーマサンガ」、子どものメディアであるCE、ユニセフの支援でサラエボ

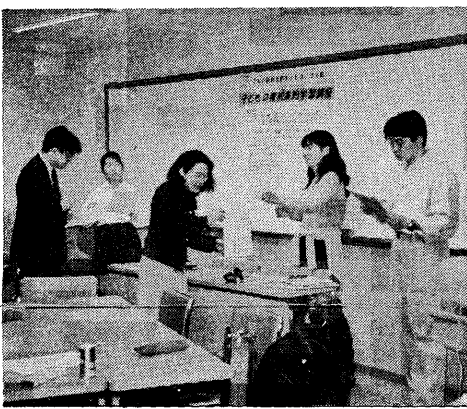
で行われた子どもが作るラジオ番組「カラフル・ウォール」などを紹介。最後に、採択一〇周年をむかえ、子ども参加は新たな局面へ突入した、として、報告書の審査手続きや政府代表団への「子どもの代表性」などについて課題が提示されました。

第五回「二一世紀に向か つて、私たちに、今 何ができるのか」

ファシリテーター

安部芳絵さん
林 大介さん
(運営委員)

第五回目はこれまでとは趣を変え、ワークショップ形式で行われました。まずは「子どもの権利条約ビンゴ！」



で子どもの権利の関するクイズと自己紹介を兼ねたアイスブレーキングです。一番早く「ビンゴ！」になったのは高校生の参加者でした。解説はこれまでの学習講座の内容を踏まえて行なわれましたが、「六〇億人目の赤ちゃんはどこで生まれたでしょうか？」という質問には「そんなのわかるわけないよ！」という悲鳴をはじめ会場からたくさん声が上がりました（答えはサラエボです）。

緊張がほぐれたところで、「二十世紀に積み残され二一世紀に持ち越されるであろう子どもの権利に関する課題はなんでしょうか？」というファシリテーターの問いかけとともにブレインストーミング開始です。参加者からは、①いじめや受験などのストレス、②貧困・紛争・HIV/AIDSなどのグローバルな問題、③障害を持った子どもも含めた子どもの社会参加の問題などが挙げられました。その後、それぞれの関心にそったグループ分けをし、「5W1H+2W」に従って問題を明確化していきます。最後には模造紙を使つてのプレゼンテーション。これは日頃、テレビや本などを通じて感じた問題意識や「何かしたいんだけど何をしたらいいかわからない」という想いを行動へ転換するためにはどうしたらいいのかについて考えるためのアクティビティでした。短い時間ながらも今すぐ実行できそうな案もあり、今後どう活かしていくかが楽しみなワークショップでした。

(編集部)

子どもの権利条約 フォーラム二〇〇〇IN群馬

二月二十五日～二十六日

高崎市中央公民館にて開催内定

二〇〇〇年に入り、子どもの権利条約フォーラム二〇〇〇の発起人会が、一月二二日、二月二五日の二回にわたり群馬県高崎市で開かれました。その会において、四月一五日の第一回フォーラム実行委員会（会場・高崎市役所会議室）にむけて、二〇〇〇年の条約フォーラムを一月二五日～二六日高崎市中央公民館で開催する案をまとめました。群馬での開催は、すでに呼びかけ団体である子どもの権利条約ネットワーク、国際子どもの権利センターの了解のもとで、現地で準備が重ねられてきました。二回にわたる発起人会には、喜多のほか、高崎子ども劇場、多野藤岡子ども劇場、新町の教育を考える会、高崎市教育委員会社会教育課などの団体・機関の関係者が集まり、フォーラムのあり方や実行委員会の立ち上げ方について議論されました。二〇〇〇年は、丁度高崎市が市制一〇〇周年を迎えることもあり、高崎市教育委員会との共催によるフォーラム開催が準備され、市の協力もあり高崎駅近くの高崎市中央公民館を会場とすることが内定しています。

今後のフォーラムのあり方については、第一回実行委員会以降に具体化されていきますが、これまで進めてきた「地域からの子どもの権利実現」の理念を引き継いで、群馬の課題にこたえるフォーラムがめざされることはま

ちがいありません。当面、群馬における子どもの権利問題について学習会を開くなど、地元での関心を喚起していく取り組みがなされる予定です。
（喜多明人）

ネットワーク

5・21総会とイベント

運営委員会はいま、二〇〇〇年度の活動に向けて様々な準備をしているところです。

まずは、定例総会に向けての準備ですが、総会は五月二一日（日）午前一〇時三〇分より国立オリンピック記念青少年総合センター（センター棟四一四号室）で行う予定で準備を進めています。このところ会員の参加があまり多くないので、今年はできるだけ多くの方の参加を期待しています。

一九九九年度の活動は、海外のNGO（チャイルド・エクспレス）との協力の実現やフォーラム99の成功など、運営委員会が一体となって協力しあう体制が確立して、大きな成果が得られたと思っています。二〇〇〇年度は、ニュースレターの編集をできるだけ多くの運営委員会や会員で担い、さらにわかりやすい情報提供ができるよう改善しようと検討を進めているところです。

また、総会後に予定しているネットワークイベントの準備も進んでいます。子どもの運営委員会を中心に、連日、電子メールを使って運営委員会全体で情報交換や意見交換をしながら準備していますので、五月二二日は、午後の部のイベントにも是非ご参加を。
（藤井幹夫）

子どもの権利条約 のこれから

—国連・子どもの権利委員会
(CRC) の勧告を活かす

●子どもの人権連・反差別国際運動
日本委員会編

本体価格1714円＋税

学校でとりくむ 子どもの権利条約

—国連・子どもの権利勧告を活かす

●子どもの人権連・学習研究委員会編

本体価格762円＋税

エイデル研究所

東京都千代田区九段北
4-1-11原鉄ビル5F
TEL 03-3234-4641

解説 子どもの権利条約 [第2版] ※表示価格は税別です	
永井憲一・寺脇隆夫／編	B6判 1400円
検証 子どもの権利条約 市民がつくる「子どもの権利条約白書」	
子どもの権利条約フォーラム実行委員会／編	四六判 1700円
学習 子どもの権利条約	
子どもの権利条約ネットワーク／編	四六判 1900円
喜多明人・荒牧重人・平野裕二／著	四六判 1900円
学校犯罪と少年非行 学校地域でできる非行防止プログラム	
R・ローレンス／著 平野裕二／訳	A5判 3800円

日本評論社

03(3987)8621
FAX 03(3987)8590

「子どもの権利条約」No.49
1999年4月15日発行

★発行（隔月刊）

子どもの権利条約ネットワーク
〒105-0022 東京都港区海岸
1-6-1-831

Network for the Convention
on the Rights of the Child

Tel. 03-3433-7990

Fax. 03-3433-7369

（月・金曜日／午後1時～午後6時）
<http://www.ne.jp/asahi/crc/network/>

★発行人 喜多明人

★編集人 荒牧重人

★年会費 4,000円

学 生 2,000円

18歳未満 1,000円

定期購読 4,000円

※郵便振替 00180-2-750150

★印刷 （株）第一プリント